

タケダ・女性のライフサポート助成プログラム 質問と回答
-----------------------------

応募書類作成にあたり、よくある質問と回答を記載しておりますので、以下ご確認ください。

### ■助成の対象となる団体について

Q. 新型コロナウイルスの影響を受けた女性を支援するために新たに団体を設立しました。

3年以上の活動実績は必須でしょうか。

→本助成プログラムは、3年以上の活動実績を有している団体が対象になります。

残念ですが、本助成の対象外となります。

Q. NPO 法人会計基準とはどのようなものでしょうか。

→NPO 法人会計基準とは、みなさんの団体に寄付をする一般市民の方、助成団体、お金を借りる際の借入先、協働事業をする場合はそのパートナーなどに対する会計報告書の作成指針です。

(ご参考)

特定非営利活動法人会計基準協議会ウェブサイト <https://www.npokaikkeijun.jp/>

Q. Q. 「適用法令・医薬品業界内ルール及びタケダ薬品工業株式会社の社内規定などに照らして不適格と判断される場合や、タケダ薬品工業株式会社のビジネスへ有利な影響をもたらす可能性がある」と判断される場合には、助成対象とはなりません」というのは、どのようなことでしょうか。

→申請頂く団体の役員、スタッフに医療従事者がおられ、申請団体の事業に直接的にかかわっておられる場合等は、審査の対象となり、社内規定等に抵触する場合は助成対象とならない可能性があるということです。

Q. 一般社団法人です。対象となりますか。

→法人格の種類は問いませんが、選考にあたり、非営利であることを示すための定款などの書類提出をお願いする場合がございますので、その際にご提出をお願いします。

### ■助成の内容

Q. 事務局として借りている物件の一部はシェルターとしても利用しています。家賃を計上したい場合はいくらまで計上できますか。

→シェルターとして利用している面積比に応じて算出してください。

Q. 継続助成のしくみがありますが、プロジェクト全体の期間はどのくらいあるのですか。

→プロジェクト全体は 2025 年 3 月までです。

Q. 「助成金額は財政規模の 1/2 までとする」とはどういうことでしょうか。

→たとえば、財政規模が年間 800 万円の団体であれば、助成金額の上限は 400 万円になります。

Q. 「応募事業の実施にかかわる人件費、家賃や水道光熱費等の事務局諸経費を含めることができます。(但し、人件費、事務局諸経費総額のうち、応募事業が占める割合に応じて算出してください)」とはどういうことでしょうか。

→団体の全事業に対して、応募事業が占める割合が 10%であれば、事務局諸経費の助成対象額の上限は 10%になるということです。また、ここでいう人件費は、団体の管理運営にかかる費用です。

Q. 申請事業の主担当者の人件費を計上したいです。いくらまで計上できますか。

→事業担当者の人件費を事業費として計上することができます(1人 15 万円/月まで)。

ただし、賞与、社会保険料、通勤交通費は助成の対象となりません。

Q. 継続助成を考えている場合は、どうすればよいですか。

→単年度以上の取り組みとして実施したい事業については、応募事業にその旨記入したうえで、今回の助成期間についての計画を記入してください。ただし、継続事業においても、毎年の申請と審査が必要になります。今回採択された場合も、継続の保証をするものではありません。

## ■応募方法

Q. メールでの応募は可能ですか。

→郵送にて、応募受付期間内(必着)にお送りください。団体印を忘れずに捺印願います。

Q. 応募用紙には書ききれない情報があるので、資料を添えて送りたいと思いますが可能ですか。

→選考は原則として応募書類のみで審査されます。必要と思われる情報は、応募用紙に記載してください。また、応募用紙で指定されたスペース内での記載をお願いします。

Q. 応募用紙を郵送するときに、団体の定款、事業報告書、会計報告書を同封する必要はありますか。

→応募時点では、応募書類のみをお送りください。

選考にあたり、ご提出をお願いする場合がございますので、その際はご提出をお願いします。

以上